

6. 3. 18  
2251

一 労業立側ノ勤辭

職工中代表者三名ハ本月六日ヨリ就業セズ其働恩同盟ト連絡シ  
臥リ對策協議中ナリ

一 労業立側ノ勤辭

専業主側ハ臨時工ヲ雇入レ態度鞏固ナリ  
右及申(通)很候也

勞務第九三二號

昭和六年三月十六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏殿  
社会局長 吉田 茂殿

福山印刷製本工場ノ勞働争議ニ関スル件(第二報ノ解決)

標記勞働争議ハ其ノ後格別ノ波乱ナクシテ経過シタルカ本月十  
一日所轄牛込神楽坂警察署ノ斡旋ニヨリ勞賃互譲ノ上左記条件  
ヲ以テ山滿解決セリ

記

一 常備制ノ日給

一ヶ月ヲ通シテ勞働時間百五十時間(十五日間)ヲ超ユルト  
キハ日給ノ一割減ニシテ百五十時間ニ滿タサルトキハ日給五